

## 「都市計画法改正への提案」

（東大まちづくり大学院都市計画法改正研究会）

### 第 1 基本的改革

- 都市的土地利用、居住環境、産業・都市施設の適正配置を管理するため、全国土を都市計画法の適用区域にする。
- 都市計画法（まちづくり法）に「低炭素都市計画」「少子化対策・高齢者福祉都市計画」を加え、省庁を超えた総合行政として取り組む。
- 建築基準法の集団規定を統合し、土地利用と建築計画の一体的な仕組みを整える。これを地方公共団体の許可制として良好な都市環境の実現を図る。
- 都市や地域の運営管理（マネジメント）は、行政だけでなく、多様な主体が地域の価値や空間の質を高められるよう社会関係資本による都市計画（まち育て）を確立する。

### 第 2 地方主権と市民参加

- 都市計画の立案・決定権限は市町村、広域調整は都道府県、国は基本法制度を整えるという役割分担を明確にする。
- 都市計画の規律密度を緩め、法律がまちづくり条例等を支援する仕組みを確立する。
- 条例によって法を上書きし、独自の制度を定められることを法定化する。
- 市町村の都市計画力を底上げするための制度（民間都市計画主事等）をつくる。
- 都市計画（まちづくり）は市民が主役との観点から、市民に最も身近な基礎自治体が、市民と協働して計画の立案から決定・実施に至る参加の仕組みを一層拡充する。

### 第 3 土地利用

- 都市の拡大をコントロールしてきた線引き制度に代わり、都市の中心部でも周辺部でも、集約型都市構造を誘導・形成する新たな仕組みを創設するとともに、人が住み活動するエリアにあまねく計画的コントロールが働くシステムをつくる。
- とくに、郊外の土地利用については、都市計画と農村計画の融合を図り、地区計画やまちづくり条例により、細やかで豊かな郊外環境の維持創出ができるよう改める。
- 都市内外の緑地保全を拡充し、特に都市内農地の役割を評価する観点から、用途地域に農業地域を追加する。
- 街なかの土地利用については、まちづくり条例と連携し、事前明示型の土地利用基準から、地区計画＋計画協議（開発レビュー）型の土地利用システムに順次転換する。
- 大規模な土地利用転換に都市計画が能動的に対応できるような措置を講ずる。
- 住民による都市計画提案制度の活用を支援し、紛争予防型都市計画の導入を図る。

#### 第 4 環境・景観

- 都市計画の目的や理念に低炭素都市の実現を明記する。
- 低炭素の都市づくりを進めるため、地区計画の拡充と新たな地域地区等を創設し、地区の温室効果ガス排出総量や原単位を定められるようにする。
- 景観法と連携して、歴史的なまち並みの保全や美しい景観の創造を進める。

#### 第 5 都市施設・サービス・財源

- 誰もが自由に移動を楽しめる「移動の権利」を確立し、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、地方都市や郊外での公共交通サービスの充実を図る。
- 都市施設や市街地開発事業は、実行性を重視した計画手続により計画決定後 5 年以内に着手することを原則とし、計画決定に伴う権利制限の長期化を防止する。
- 既存の基幹・生活インフラの維持管理と更新を円滑に進めるため、施設の管理（ファシリティマネジメント）と都市計画が連携できる制度を検討する。
- また、都市計画の諸事業は広く一般財源を充当して行うという観点から都市計画税の見直しを行う。施設や地域の管理においては、受益者負担の制度を広げ、自律性のある整備維持管理システムを普及させる。

(以上)